

## 第5章 推進体制等

### 1 関連施策との有機的な連携

アルコール健康障害対策の推進に当たっては、関連施策との有機的な連携が図られるよう、県関係部局と相互に必要な連絡・調整等を行います。また、各施策の効果を高めるため、関係機関との連携を推進します。

### 2 推進体制

本県の実情に即したアルコール健康障害対策を推進するため、本計画を策定した宮城県アルコール健康障害対策推進計画策定懇話会を基とする宮城県アルコール健康障害対策推進会議（仮）において、本計画の取組の成果と課題を検証し、計画の総合的かつ計画的な推進に向けた検討・協議を行います。また、県関係部局で構成する宮城県アルコール健康障害対策推進庁内検討会議を開催し、アルコール健康障害の現状や課題について認識を共有し、効果的な施策・事業の実施に向けた協議を行います。

### 3 計画の見直し

基本法第14条第3項の規定により、県の重点目標の達成状況を確認し、アルコール健康障害対策の効果の評価を行います。この評価や社会情勢等の変化を踏まえ、検討を行い、必要があると認めるときには、計画期間中であっても計画の見直しを行います。